

令和8年

～交通マナーアップいしかわ～

春の全国交通安全運動

期間 4月6日(月)～4月15日(水)

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ◆通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ◆「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ◆自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



令和7年度交通安全ポスターコンクール 小学校低学年の部

七尾市立中島小学校1年 (入賞当時) かが いとわ 加賀 愛和さんの作品

石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課 (電話076-225-1387)

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

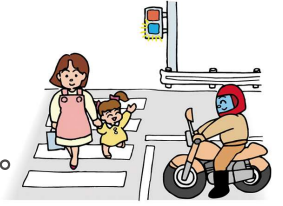
譲り合い ハンドル越しの 思いやり

【ドライバーの皆さん】

- 通学路等でスピードを落とすなどして、急な飛び出しに注意しましょう。

【歩行者の皆さん】

- 横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守りましょう。
- 手を上げるなど、ドライバーに対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けましょう。
- 夕暮れ・夜間は反射材用品や明るい目立つ色の衣服等を着用しましょう。



「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

スマホより 周りを見渡し 防ぐ事故

- 運転しながらの携帯電話等の通話や注視は絶対にやめましょう。
- 社会全体で飲酒運転を根絶しましょう。
※自転車の飲酒運転も厳禁です。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく使用しましょう。
- ドライバーは歩行者をいち早く発見し、特に横断歩道では歩行者優先をしっかりと守りましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

- ながらスマホ、二人乗り等の危険な運転及び飲酒運転は絶対にやめましょう。
※自転車のルールについては右記二次元コード（警察庁HP①）参照
- 特定小型原動機付自転車利用者は、交通ルールを理解し遵守しましょう。
※特定小型原動機付自転車については右記二次元コード（警察庁HP②）参照
- ヘルメットを正しく着用しましょう。
- 万が一の交通事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。



警察庁HP①



警察庁HP②



自転車 安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

石川県交通事故相談【総合窓口(076)225-1690】

損害賠償の算定や保険金の請求方法、過失の程度について、専門の相談員が無料で交通事故相談に応じています。弁護士による無料相談日も設けておりますので、お気軽にご相談ください。(土・日・祝日・年末年始を除く)

☐ 石川県庁相談コーナー

相談時間 9時～17時

☐ 奥能登行政センター相談コーナー

相談時間 13時～15時(事前予約制)